

令和5年度決算に基づく 燕市の健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書



燕市監査委員

燕 監 第 36 号
令和 6 年 8 月 21 日

燕 市 長 鈴 木 力 様

燕市監査委員 樋 山 忠 則
燕市監査委員 加 藤 武
燕市監査委員 齋 藤 信 行

令和 5 年度決算に基づく燕市の健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された財政の健全化判断比率、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に対し審査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2. 審査の期間

令和6年7月25日から令和6年8月20日

第3. 審査の方法

この審査に付された、4つの健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、その計数の正確性、内容の妥当性を確認するとともに、関係職員から事情を聴取する等の方法により審査を実施した。

第4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区分	健全化判断比率			早期健全化基準
	令和4年度	令和5年度	増減	
実質赤字比率	—	—	—	12.39
連結実質赤字比率	—	—	—	17.39
実質公債費比率	13.2	13.3	0.1	25.0
将来負担比率	88.9	86.5	△ 2.4	350.0

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示される。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、良好な状態にある。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じておらず、良好な状態にある。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は13.3%で、令和4年度と比べ0.1ポイント上昇したが、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態にある。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は86.5%で、令和4年度と比べ2.4ポイント低下し、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態にある。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1. 審査の対象

燕市下水道事業

第2. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第3. 審査の期間

令和6年7月25日から令和6年8月20日

第4. 審査の方法

この審査に付された、資金不足比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、その計数の正確性、経営内容の妥当性を確認するとともに、関係職員から事情を聴取する等の方法により審査を実施した。

第5. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

公営企業の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	令和4年度	令和5年度	
下水道事業	—	—	20.00

※資金不足額がない場合は、「—」で表示される。

(2) 個別意見

資金不足比率については、資金不足額は生じておらず、良好な状態にある。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。